

保年第693号  
平成21年8月19日

福岡市国民健康保険運営協議会  
会長 尾形 裕也 様

福岡市長 吉田 宏

### 出産育児一時金の額の改正について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、この度、国民健康保険における出産育児一時金の額の改正について、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 出産育児一時金の額について

平成21年10月1日から、現行35万円を39万円に引き上げる。  
ただし、引上げは平成23年3月31日までの経過措置とする。  
なお、産科医療補償制度に加入する医療機関で分娩した場合の3万円を上限とした加算については、現行どおりとする。

#### ●諮問の理由

健康保険法施行令等が改正され、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に対して支給する出産育児一時金の額が引き上げられることとなりましたが、その対象者は本市市民の大半を占める被用者保険の被保険者となります。よって、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、本市国民健康保険事業においても同様の改正を行うことについて、諮問するものです。